

第 66 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 3 年 5 月 11 日 (火) 午前 9 時半から午前 10 時 10 分

2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (10 人)

1 番 川地 守

2 番 宮城 恵子

3 番 瀬川 一郎

5 番 沖村 和哉

7 番 中原 賢

8 番 大谷 正樹

10 番 田中 豊文

11 番 角井 雅之

12 番 袴田 光夫

14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (4 人)

4 番 小柳 貴史

6 番 星出 栄一

9 番 宮本 平

13 番 安本 貞敏

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0 人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地転用の届出について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

協議会 令和2年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成にむけた活動計画（案）について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洸平

事務局 おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第66回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。本日は大島郡の関係者にもコロナの罹患者が出たということを受けて、人数を制限して、関係者に関しては出席していただいたうえで、出来るだけ数を少なくという形で運営をさせてもらうことで取組をさせていただきました。ご了解を頂ければと思います。農作業中の皆さんにも罹患の可能性が無いことはない、基本的に畑に一人でいれば関係ないと思うのですけれども、中々その辺りが厳しい状況になりました。更に今からまだまだ分からないという状況を踏まえて、気を付けながら農作業をし、ないしは農業委員会活動を展開していただければと思っております。よろしく願いいたします。本日の附議事項は、議案1件、報告事項3件、協議会1件、その他諸連絡となっております。また、総会の後には現況証明願いに係る現地確認も予定されておりますので慎重かつスムーズな審議のうえ、決定をいただきますよう、ご理解とご協力お願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員10名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員0名。よって、農業委員は過半数以上の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員7番中原委員と、8番大谷委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、広島市（事業者名）、譲渡人、周防大島町小松（個人名）、申請地、大字、小松、字、月の木●●●番地、地目、田、現況、田、面積、1,416㎡、契約の内容、売買による所有権の移転、事業計画、太陽光発電、その他参考事項、第2種農地、周防大島町環境保全基本条例締結後許可となります。担当委員は農業委員12番袴田委員です。続いて許可基準について説明します。資料は、1ページから5ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から北方向約1.5kmの距離にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は広島市に事業所のある太陽光発電事業を営む法人で、経営規模拡大のため申請地を購入し、太陽光発電設備を設置しようとするものであります。また、申請者双方の代替地検討表を確認し、事業の実施のため他に適当な土地がないことから、候補地の選定や転用目的は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関からの融資証明の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算

を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、このあとの報告事項2にも関係しますが、申請地は今年の6月24日まで使用貸借による利用権が設定されていますが、合意による解約が成立しており、問題はありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等については、計画面積が1,000㎡を超えるため、周防大島町環境保全基本条例締結の申請をしていることを確認しております。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、他に非農地を利用する計画は無く、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等で、周辺農地の営農条件に対する支障は発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 先日5月6日に現地の確認へ行きました。河村推進委員と一緒に打ち合わせをしていたのですが、河村委員が急遽用事が出来たということで、私一人が譲渡人のお宅へ行って、現地を見させていただきました。3ページの図面にあるように、申請地は畜産農家が借り上げて牧草を作っておりましたけれども、その期限が切れるということで、譲渡人が他に何かやりたいという要望が立ったみたいなんです。ここに太陽光ということで、太陽光を付けるすぐ左側ですか、ここは住宅が6件位ずっとあって、その境には側溝がずっとついているのですけれども、太陽光がえらく住宅に近いのでどういう風に、迷惑がかからないように譲渡人へお願いしました。まあこれは業者さんの方で、各戸別に対応して、承諾を得るということを知りましたので、支障のないようにということで、お願いをしておきました。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

1番 ここがですね、(個人名)が牧草を作っていたわけなのですが、これすぐに、今までの前例からすると、荒地とか非農地となっている所を太陽光にすると、それで誰か使い手がいないかということで農地銀行へも登録すると。つい売買で転用できるのなら、どこでもできるよなと今思っています。それと(個人名)にも話を聞いたのですが、この上の土地も今袴田委員が説明されたように、もう2枚ほど借りて牧草を作っております。この牧草地が一反減るとということで、他の所も面積が少なくなっていてどうしようかなというこ

とも話されておりました。どうしようかなというのが辞めようかなという話です。そうすると全て荒廃地になると。(個人名)に確認すると、出来ればここで引き続き牧草をやりたいという風に話していました。それから今のすぐ隣が住宅地です。1人ほど話を聞くことが出来たので伺ってみたら、業者からの話はないと。先日ゴールデンウィークくらいに業者が来て現地を見ていたと言う話は聞きました。何が出来るのかよくわからないと。それで実際に太陽光が出来るのならどうかなと、賛成するかどうかわからないという話です。住民が反対すればソーラーはできないということになるわけですかね。以上が質問事項となります。

議長 事務局2つほど。1つは転用に関して、農地が荒廃する前に農地斡旋等せずに転用申請が上がってくることについての是非。2つめは住民が反対した場合の案を事務局の方であれば説明をお願いします。

事務局 川地委員のご質問2件について、まず1件目についてですが、まず農地の種別からいたしますと、ここは規制のかかった箇所でもありませんし、集団からしても第2種その他の農地ということで、転用が出来る農地区分となります。言わんとするお気持ちは大変わかる所ではありますが、太陽光発電だから良い、悪い、じゃあここが他の用途であれば良いということでもないのかと思います。土地利用の自由といいますか、個人の権利からしますと、なかなか農業委員として、この申請が上がった時点では言いにくいのかなという所です。やはり荒廃農地や遊休農地となるとまだしも、耕作地が無くなってしまいう所では、もう少し農地の利活用について、農業委員さんの現場活動といいますか、そういった形での農地の活用ということを見出すということを住民の方にも啓発していかないといけないかなと思っている所です。長くなりましたが、1点目の回答とさせていただきます。そして2点目なのですけれども、近隣住民の方が反対すれば工事はできないのかということですが、こちらは1,000㎡を超え、環境基本条例を締結しなければ許可が出来ないということですので、周辺の住宅にお住まいの方の皆さん承諾がなければ、環境基本条例は締結できませんので、事業はできないということになります。以上です。

1番 その場合事業が出来ないとすると、売買するだけで終わりですか。ここは許可はするわけですよね。売買契約は先にしますよね。となると会社の所有物になるわけですか。

事務局 登記名義は農業委員会、そして町の許可がなければできませんので、いくら契約が個人と会社でできて、それを公に変えるという所までは行きません。

議長 今の件を若干補足させていただきますと、私が今農地の取得に関して法務局

へ通っていますけれども、農業委員会の許認可の文書を示すように法務局から言われます。ですから少なくともその許可がなければ、法務局での登記の手続きは受けてもらえないと思っております。ですから契約は先に動くのかもしれないですけれども、最終的に法務局での登記が出来ない関係で、契約を解消するのかという動きがこれから無いことはないということだと思います。他に何かご質問がありましたら。

11 番

この件だけではないのですけれども、もう完全に形骸化してしまっているのがあるのですけれども、第2種農地は原則不許可というのが、全部許可しているから意味がないですよ。第3種農地は原則許可、第2種農地は原則不許可。代替地が無い場合にやむを得ずという条件のはずなのに、申請が上がってくるものは全部通すから、やむを得ずというのと、原則不許可というのが何なのかなと思います。今の川地委員のお話を伺っていると、(個人名)は出来れば作りたいけど、園主さんが返してくれというからやむを得ずという形ですよ。だから、農地を農地として守れないのに、潰すような形にして、あげくもう二度と農地に戻らないソーラーにするというのをやっていくというのは、ちょっと農業委員として違うのではないかなと。まあ個人の所有物になりますので、どこまで権利が制限できるのかというように当然なるのですけれども。この委員に全く価値がないのではないかと、そう思います。以上です。

事務局

質問なのか、御意見なのかちょっと微妙ですが。角井委員の御意見は大変よくわかっておりますし、形骸化とか、農業委員会の意義について疑問を感じるところは私も同じではありますけれども、ここは法令に則った手続きをするところをございますので、いかんともしがたいというお気持ちはわかりますけれども、できること、できないこと、農業委員だから無理やりストップしていいというものでもありませんので、今回のような件は事前に分かっていたら何とかしようがあると思うのですけれども、その情報把握という所で、事前の現場把握というところで頑張っていくしかないのかなと思っている所です。以上です。

2 番

確認作業です。今2件ほど同じような話を頂いていて、周りの方との調停に農業委員なので入っているのですが、あくまでも持主さんの意向が一番になるのでしょうか。今のお話はせつかくみかん畑を作っていたらしゃる方なので、隣近所との折り合いが良くなるかとか、誰か作ってくれる人がいないかなど探している所ですけれども、ただソーラーの話が来ているということも小耳にしています。そうするとここに資料として上がってきて、決を採るときにはもう反対する理由がなければ、理由があってもこのような形で出てきたら、農業委員として活動したことが何にもなくなると思うのです。それって農業委員ではないよねと思うことが最近多々あるのですけれ

ども、ちょっと本日は皆さん揃ってなくて人数が少ないので、一度このよ
うなときにはこうしようという話し合いの場を持っていただけると良い
と思うのですが、どうでしょうか。例えばこういう所の農地があるんだけれ
ども、まず誰に相談してどうしてこうしてというのが今のところ私のエリア
では全然できていないので個々に活動しています。推進委員さんはものすご
くよく動いてくれているので、こうしてやったら作れるかなという話が出る
ときもあるのですけれども、もうみんな高齢者で、作ることが出来ない人ば
かりなのです。そうするとだんだん荒れてきて、一年二年と置いてしまっ
て荒れてしまったら、もうどうしようもないのです。みかん畑を二年も置
いてしまったら。それも農業委員として分かったのですけれども、だからと
いってそうなったときに、持っている本人はもうどうしようもないで終わっ
てしまうのです。だから早く何とかしませんかと何回か声をかけているの
ですけれども、なかなか進まないというのが現状です。それで今回のように
まだ作りたいという方がいるのであれば、このまま継続させていただきませ
んかという農業委員からの声掛けは無理ですか。すいません長くなりました。

1 番

今回の所有者の方は全然手を付けておりません。相続で親からもらった農地
なのです。それで私もこの農地の上の方でみかんを作っている畑があるので
すが、荒れ放題です。(個人名)との契約は使用貸借、無償ですよね。だけど
今回の相手方に売ると手が離せる。そしてお金、現金も入ってくる。とな
ると所有者もやはり望みますよね。だからこれを通したらお金が入ってき
ますが、(個人名)に貸したらゼロですよね。(個人名)はまだ若いので、この先
20年、30年できるとは思うのですけれども、その後もうどうにもなら
ないという風に思います。一番何を優先していいのかなかなか難しいところ
ではあります。以上です。

議長

なかなかこれも事務局の方では回答しづらいかと思えますけれども、制度上
から言うと今回の案件、この総会で審議をする状態で上がってきたならば、
どうにもならない可能性があります。本当は農地の地権者が第2種農地に係
る許認可要件、まあ農業委員会として判断しているのは農地の流動化、農地
を農地として使うことに関して、積極的に調整したいというのが農業委員会
としてもっている、その辺りに規制をかけているというのも多分農地の所有
者が知ってはいないと思います。そこの啓発活動から始めないと、なかなか
厳しいのだろうと。今、川地委員が言われるとおりで、金銭的な収入案件を
どう考えるかという話で、最終的には地権者が判断すべき案件かもしれませ
んけれども、いずれにしても農地銀行への斡旋調整を受けて、一年以上たっ
ても受け手がいないのならやむを得ないといった要綱をもう少しつけてもい
いのかとは思いますが。その辺りについて次回ある程度委員が集まった状態の
時にでもみんなで協議をしましょうという宮城委員のご指摘はあっていいか
と思いますので、当面今日の案件とは別として、いずれにしても第2種農地

に関しての要件。そして農地の所有者に対しての啓発活動辺りをどうするかというのを次回くらいで、まあ次回になるかはわかりませんが、協議事項が少ない時でないとなかなかこのような議論はしづらいところがありますけれども、そのような案件になるのかなと思います。角井委員が言われた第2種農地に係る要件という問題も含めてどうでしょう。一応当面今の留意事項を置いたうえで、今日はこの審議をするしかないのかなと思いますから、他にご意見がございましたら。ご質問が無いようですので、当面今回に関しては審議をしたいと思います。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程2、報告事項1、農地転用の届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地転用の届け出についてご報告いたします。資料は5～17ページをご覧ください。No.1、No.2、申請人、東京都世田谷区、(事業者名)、申請地、大字家房、字家房原●●●番地、地目、畑、現況、畑、面積、568のうち2.25㎡が永年転用、32.30㎡が一時転用、権利の種類及び設定又は移転の別は賃貸借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画用途等は携帯電話無線基地局の設置、備考としまして認定電気通信事業、農振農用地区域外、農業委員会届出日、令和3年4月16日です。続きまして申請人は同じです。申請地、大字久賀、字上田●●●番地、地目、畑、現況、畑、面積、338のうち2.25㎡が永年転用、61.34㎡が一時転用、権利の種類及び設定又は移転の別は賃貸借権の設定、契約の内容は賃貸借です。事業計画用途等は携帯電話無線基地局の設置、備考としまして認定電気通信事業、農振農用地区域外、農業委員会届出日、令和3年4月16日です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程3、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は17ページをご覧ください。No.1、申請人、貸付人、周防大島町小松、(個人名)、貸請人、(個人名)、申請地、大字小松、字月の木

●●●番地、地目、田、面積、1, 416㎡、契約内容等、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、契約期間は平成24年6月25日から令和3年6月24日までの使用貸借権の設定となっています。備考としては合意による解約、農地転用申請のためとなっています。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程4、協議会に移ります。協議事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、令和2年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成にむけた活動計画（案）について、ご説明いたします。資料は、別途配布しております資料をご覧ください。これにつきましては毎年度公表しています農業委員会の目標と、その活動の成果についてになります。令和2年の点検と評価、令和3年度の活動計画案について、事前に送付しておりましたのでご確認はしていただいているとは思いますが、これにつきましては農水省の通知に基づきまして、計画を策定し、公表することが義務付けられています。内容を確認していただきまして、ご異議がないようでしたらホームページ等で公表させていただきたいと思えます。内容につきましてご協議の方よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に、ご質問などはありませんか。

事務局 すいませんちょっと一件修正があるのですが、令和3年度に向けた活動計画について、現状とかですね、目標及び活動計画が令和2年度となっている所がありますが、すいません、令和3年度で読み替えていただければと思います。修正のご連絡です、申し訳ございません。

議長 今の件もう少しわかりやすくお願いします。

事務局 令和3年の目標及びその達成に向けた活動計画ということでいろんな項目で書かれてあるのですが、令和2年というような表示があるかと思えます。別紙様式1の方です。別紙様式1の表示の所で、令和2年度と表記されている所がいろんなページであるかと思えます。これが令和3年の誤りでございますので修正をお願いいたします。

議長 今のはご理解されましたか。一応別紙様式1の項目で、それぞれローマ数字でI～Vまで項目が書かれていて、Iとして現状及び課題として書いてあつ

て、②番が令和2年度と書いてあるところが全て令和3年度に修正ということですのでよろしいですね。それで令和3年度として書かれたもので公表されるということでご理解いただければと思いますが。他に何かご質問がございましたら。

事務局

すいません先程宮城委員からご質問、ご指摘頂きました件なのですが、別紙様式1のローマ数字Iの農業委員会の状況、令和3年3月31日の所に、中ほどに耕地面積という所がございます。ここの合計が1,660haというようになっているのですが、すいません単純に計算をすると1,657haとなりますので、すいませんこれは1,660ではなく1,657です。修正をお願いできたらと思います。別紙様式2の耕地面積の所も同じような1,660haとなっている所が1,657haへ修正していただければと思います。申し訳ございません。

議長

今のは理解されましたかね。各令和3年度、令和2年度のローマ数字I-1の農業の概況、耕地面積の足し算の数字が間違えている。他に何かご質問がありましたら。質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本案を公表することに異議のない方の挙手を求めます。本案を公表することに異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

事務局

挙手全員であります。よって、本案を公表することに決定いたします。続いて、日程5、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局

諸連絡につきましてご連絡いたします。まず来月の総会開催についてご連絡をいたします。次回開催は令和3年6月15日、火曜日を予定しています。時間は午前9時30分から会場はこちら久賀公民館で行います。議案の送付は6月4日までは発送したいと思いますので、お手元に届きましたらまたよろしく願いいたします。続いて住宅に付属する農地の指定申請書1枚ものを本日お配りしております。黄色のマーカーで書いておりますけれども、先月の総会で角井委員さんからご指摘を頂きまして、住宅がどこにあるのかわからないというご指摘でございましたので、元々の様式の所に少し加筆をさせていただきました。加えた内容は周防大島町大字●●の住宅に付属するということに書き加えさせていただきました。これでどこの家についての、関連した農地なのかということ指定の申請を頂ければと思うのですが、この書きぶりですらよろしければ修正をさせていただければと思います。そして、この後の現地確認4件でございますので、関係しております委員さんには申し訳ないのですが引き続きでよろしく願いいたします。私の方からは以上です。

議長 今の報告で住宅に付属する農地の指定申請書の変更について、ご異議はないでしょうか。よろしいですかね。ではこちらで変更して作成していただくということで、よろしく願いいたします。そして私の方からも1点、この4月の27日だったかと思えますけれども、2020年の農林業センサスが公表されました。まだ現時点では県全体の数字しか公表されていませんから市町村の数字ではないのですけれども、以前から懸案事項として私の方から問題提起させていただいておりました、農業従事者集が県全体で減っております。当然ながら同じ数字が今後市町村データが公表された段階で、大島の数字も減ってきている物と思います。それを踏まえて今後は担い手対策、逆に言えばその担い手を支援する対策をするのかをある程度素案をまとめて、この次の総会でお諮りしたいと思っております。少なくとも2020年までの施策の展開を継続しただけだったらこうなりますよという数字をお示しいたします。それでどうするのかというのが私達に今問われている問題だと思います。そして人農地プラン、農地支出化の問題も含めて、その辺りを今後どうするのか、農業委員会としてどうするのかということをお案を投げかけますので、またご指摘なり、まあ協議事項次第ではございますけれども、審議、協議が出来たらと思っておりますので、これは私からの意見でございます。他に何かありましたら。

11番 住宅に付属する農地を指定してきて1～2年くらい経っていると思うのですけれども、そろそろ一度、指定した農地が適正に管理されているか、パトロールの時に他の農地と合わせてになりますけれども、チェックしていった方が良いかと思いますので、その時にいつも地図を貰うのですけれども、それにパッと見でこれは指定した農地だというのが分かるように、今まではただ単純に荒れてるよ、作っているよくらいだったので、現地に行くとわからないので、ここは指定しましたというような看板が立っているわけではないのですね、それをただ単純にパトロールに回るだけだと、ここは指定した箇所というのがチェックしようがないのですね、そこら辺の分かりやすい資料の作成をお願いしたいなと思っております。

議長 まあこれは事務局にお願い事項になるかと思いますが。

事務局 わかりました。農業委員さんが昨年度の7月に入れ替わったということで、それ以前に審査した指定の案件についてはわからないところがあるかと思っておりますので、位置図等資料を付けて地区担当の委員さんにお渡ししたいと思います。以上です。

議長 それ絡みで思い出したのですけれども、2件ほど。1つは以前農地転用の申請が上がって来ていて、2年くらい放置されている畑があったと思います。具体的に言えば長浜にあったと思うのですけれども。それで一度確認された

懸案事項ですが、コロナの状況が続いているから投資しきらないのだろうとは思っただけけれども、そのままになっているかと思います。その辺りにご留意いただければということが1つ。2つめはこれは次回の常設審議会でも問題提起をしようとは思っていますけれども、令和3年度予算でタブレットを配備するよという国の予算が公表されたと思います。それで今回の農地パトロールの段階で間に合うかどうかちょっとわかりませんから、事務局の方からも農業会議の方へかけてみてください。一応常設審議会では質問をかけます。どうするのか、今年度は間に合うのかということ質問に欠ける予定でありますから。他に何かありましたら。では、以上をもちまして第66回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。併せてこの後現業確認がありますので、関係の農業委員の方についてはよろしく願いいたします。

上記は、令和3年5月11日開催の第66回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年6月15日

周防大島町農業委員会会長 廣岡隆義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 中原賢 

周防大島町農業委員 木谷正樹 